

令和 7 年度アジア水環境改善モデル事業
公 募 要 領

令和 7 年 3 月
環 境 省

令和7年度アジア水環境改善モデル事業 公 募 要 領

1. はじめに

アジア・大洋州地域の水ビジネス市場が将来的に大きな成長が見込まれている中、我が国政府としても水処理関連技術の海外展開を強く推し進めているところである。

環境省では、我が国民間企業等が有する高い環境技術を活かした海外水ビジネス市場への参入を支援することを主な目的として、平成23年度より「アジア水環境改善モデル事業」を実施している。本モデル事業を通じ、民間企業等によるアジア・大洋州地域への水環境改善ビジネス展開が活性化されるとともに、人口増加や急激な経済成長等による水質汚濁などが特に深刻化しているアジア・大洋州地域の水環境の改善を促進することが重要である。

こうした状況を踏まえ、令和7年度アジア水環境改善モデル事業（以下「モデル事業」という。）として実施する事業を選定するため、公募を行うものである。なお、本事業は、本事業に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

2. モデル事業の目的・概要

急激な成長を続けるアジア・大洋州地域では、人口増加に伴う都市化や工業化に伴う水質汚濁等の環境問題が深刻化している。具体的には、都市化の進展や生活様式の変化により生活用水の使用・排出が増加する一方、生活排水対策施設等の対応は遅れている。また、農村地域においては農業、畜産業の近代化や生産量の増加に伴い、水系に流出する肥料、畜産排水由来の栄養塩が増加し、これらの影響により水域の富栄養化が進行している。更に、産業化の進展に伴う工業排水の増加による水質汚濁も顕在化・深刻化しつつある。

これまでもODA関連事業を中心に様々な形でこうした課題に対する支援は行われてきているが、これらに加え、今後は我が国民間企業等が有するかつての激甚な水質汚濁問題を克服する過程で培われた技術やノウハウを、アジア・大洋州地域が直面している課題解決に活用し、日本を含むアジア・大洋州地域全体の持続可能な経済成長のエンジンとすることが重要である。

環境省では、本モデル事業の実施を通じ、我が国民間企業等による、アジア・大洋州地域の水環境改善を目的とした各種事業（中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化、モニタリング、水処理過程で発生した汚泥等の資源化技術など）の展開が促進されることにより、当該地域における水環境改善を目指す。また、温室効果ガス削減や当該国の社会課題解決・SDGs 達成等のその他の効果についても追求したいと考えている。

本モデル事業では、アジア・大洋州地域の水環境を改善する事業計画を広く公募し、応募のあった事業計画について有識者により構成される「アジア水環境ビジネス展開促進方策検討会」（以下「検討会」という。）にて厳正な審査を行い、その審査により高い評価を得た事業計画を応募した民間企業等（以下「事業者」という。）を環境省が採択する。

事業者は、提案した地域において、実現可能性調査（以下「FS調査」という。）、実証試験及び事業効果・ビジネスモデル適用性の検証を行う。

また、本モデル事業の実施を通じ、環境省としては、海外展開の可能性のある国の情報収集・分析、ビジネス化に向けた課題抽出、実現可能性を向上させるための現地の行政施策の検討、実証試験を通じた現地関係機関に対する事業実績の構築及びこれら一連の経験を通じたノウハウ等の国内への還元等を行うことにより、今後、水環境改善技術を活用したアジア・大洋州地

域における効果的な水質保全対策、温室効果ガス削減及び SDGs 達成並びにビジネスモデルの確立・普及に役立てたいと考える。

3. モデル事業の内容

事業者は、提案した地域において、水環境改善を目的とした各種事業（中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化、モニタリング、水処理過程で発生した汚泥等の資源化技術など）に関する F S 調査を通じた事業計画書の作成、事業計画書に基づく実証試験の実施及び事業効果・ビジネスモデル適用性の検証の一連の取組を実施するとともに、その成果を報告書として作成し提出する。詳細については以下（１）～（５）に詳述する。

なお、事業の内容については、選定後に環境省と事業者が協議を行い、必要に応じて変更を行うことを可能とする。

（１）F S 調査の実施（事業計画書の作成）（令和 7 年度）

海外展開を行う計画の事業について、次の項目からなる FS 調査を実施する。

1) 対象地域の現状調査

事業の実現可能性を評価するために必要と考えられる現地の状況調査として、現地の水質調査、周辺地域の排水処理の現状、水質汚濁防止や水利用に関する制度・政策やその執行体制、社会・経済状況、類似事業の実施状況（コスト等）を調査し、整理する。

2) 関係政府・企業等との連携構築・強化

事業を展開する上で必要となる現地政府（現地の中央政府や地方政府等）や現地企業等との連携関係を構築・強化するとともに、その状況を踏まえて我が国関係機関及び地方自治体や関係企業との連携体制を必要に応じ構築・強化する。

3) 事業計画書の作成

1) 及び 2) を踏まえ、水環境を改善するために実施する事業内容及び利用技術等を明確化し、事業規模、事業運営計画、事業実施体制、事業化スケジュール案等を含めた事業計画書を作成する。なお事業計画の立案に当たっては下記の諸点に留意するものとする。

- 当該案件の技術面、制度面及びビジネスモデルとしての課題と対応策
- 事業効果（水環境改善への寄与度、温室効果ガス削減効果や SDGs 達成への寄与等）
- 事業実施により想定されるリスクと対応策
- 当該案件の事業性（採算性）
- ビジネスモデルとしての将来的な展望

（２）水環境改善効果実証試験の実施（令和 8 年度予定）

（１）で作成した事業計画書に基づき、国内外の関係機関と調整の上、当該事業の事業効果（もしくはその一部）を実証するための実証試験（実証施設の設置、管理、データ取得・分析）を行う。

（３）事業効果及びビジネスモデル適用性の検証（令和 9 年度予定）

（２）の実施を通じて事業効果（水環境の改善への寄与度等）を評価・検証するとともに、事業計画案の見直しを実施し、実現可能性（事業性等）を再評価するとともに、今後自立的なビジネスモデルとして確立するために克服すべき技術上及び制度上の課題、事業の実現可

能性が向上すると考えられる現地の行政施策等を取りまとめ、今後のビジネス展開にむけた目標を設定する。また、現地関係者・現地企業を対象とした普及展開のためのセミナーを開催する。

(4) 検討会への報告（年1～2回を予定）

上記（1）から（3）の進捗や結果について、年1～2回検討会において、事業者が報告する。

なお、結果報告において、検討会で、十分な成果が得られていないと判断され、将来的な海外展開が困難と評価された案件等については、翌年度以降の支援は行わない。

(5) 報告書の作成（毎年度）

上記（1）から（4）の内容を整理した報告書を作成し、毎年度末に提出する。

4. 対象事業の要件

対象とする事業は、次の（1）（2）の全てに合致する具体的な海外展開計画のある事業とする。

(1) 海外展開事業の内容

モデル事業の実施を通じて、事業者が有する水環境改善技術の活用により対象地域の水環境改善への貢献が見込まれること。

モデル事業の実施により構築したビジネスモデルにより、F S調査着手より5年を目途に海外地域において自立的な水平展開が期待出来る事業内容であること。

なお、提案する水環境改善技術は、特許、環境技術実証事業（ETV）、新技術情報提供システム（New Technology Information System：NETIS）登録、学術論文発表などにより第三者により評価された技術であることが望ましい。このような評価された技術を活用する場合は、応募書類にその旨記載するとともに、証書や論文等の写しを応募申請書に添付すること。また、既に国内外に導入実績のある技術や実証実績のある技術を提案する場合には、導入実績や実証結果に係る資料を応募申請書に添付すること。さらに、当該技術による水環境改善効果や副次的効果（温室効果ガス削減、SDGs 他目標との相乗効果等）について、応募書類にその旨記載するとともに、その効果が確認可能な資料（認証、実証結果、導入実績等）を応募申請書に添付すること。

（参考）

現在想定している事業事例は、①中小規模生活排水処理事業、②産業排水処理事業（畜産業、農業、工業等）、③水域の直接浄化事業、④水質等モニタリング事業、⑤水処理過程で発生した汚泥等の資源化技術であるが、対象水域において水質改善効果が期待でき、かつ効果の検証が可能であれば、前述の①～⑤以外の手法も対象とする。

(2) モデル事業対象国

アジア又は大洋州

特に、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）との連携を図るため、WEPA パートナー国[※]であることや、環境省の二国間協力先、さらには重要支援対象案件[※]であることが望ましい。

また、提案する水環境改善事業の内容が、モデル事業の目的に沿うものであり、上記（１）に合致している場合は、アジア又は大洋州以外の地域も審査の対象とする。

なお、上記対象国であっても、採択決定時点の当該国の情勢を踏まえ、採択を留保する場合がある。

※WEPA パートナー国：カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、ミャンマー、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ネパール、スリランカ

※二国間協力先（水環境分野）：中国、韓国、イラン、シンガポール、インドネシア、ベトナム、タイ、インド、フィリピン

※重要支援対象案件：インドネシアのチタルム川流域における水環境改善、インドネシアの湖沼における水環境改善

5. 応募者の要件

応募者は以下の要件を満たす民間企業等とする。

（１）以下のＡ又はＢであること。

Ａ 我が国に本社又は主たる事務所をおいている法人であって、海外に本社又は主たる事務所をおいている法人の子会社ではない法人

Ｂ Ａを代表者とする、地方自治体、その他共同事業者からなるコンソーシアム

（２）モデル事業の実施に必要となる実用化された技術及び調査・事業の実施に必要な技術者を有すること。

（３）（１）Ａの法人が、以下の資格等を有すること。

１ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

２ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

３ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

（４）モデル事業実施中及び終了後、環境省が行う海外展開状況調査（当該技術に関する海外展開契約件数や契約金額等）やセミナー等のイベントに協力できる者であること。

なお、環境省では環境インフラの海外展開に取り組む我が国民間企業等を総合的に後押しするための官民連携プラットフォームとして、2020 年 9 月に「環境インフラ海外展開プラットフォーム」を設立している（<https://jprsi.go.jp/ja>）。モデル事業の応募に当たっては本プラットフォームへの参加を検討すること。

6. 事業期間

事業期間については、令和 7 年度から 3 ヶ年を想定している（下記スケジュールを参照）。ただし、各年度において、十分な成果が得られていないと判断され、将来的な海外展開が困難と検討会で評価された案件については、翌年度以降の支援は行わない。

また、本事業は、本事業に係る令和 7 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。令和 8 年度以降については、令和 8 年度以降の予算の成立を前提とするが、令和 8 年

度以降の予算については未定であり、令和 8 年度以降の実施を保証するものではない。

事業スケジュール（案）

令和 7 年度：F S 調査の実施（事業計画書の作成）

令和 8 年度：水環境改善効果実証試験の実施

令和 9 年度：事業効果及びビジネスモデル適用性の検証

なお、天災地変、不可抗力、関係機関や地元との協議等の関係で、事業期間を延長する必要性が生じた場合には、環境省と事業者が協議する。

7. 契約金額

（１）契約形態

事業の実施に当たっては、環境省と事業代表者が請負契約を締結するものとする。

なお、請負契約の締結については、本事業に係る令和 7 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和 7 年度は、水環境改善事業 1 件につき 10,000 千円以下（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内を予定している。

ただし、契約金額は、環境省において、採択決定後に事業計画を精査の上決定するため、事業者の申請金額と必ずしも一致するものではない。

また、事業の実現性・実効性を高める観点から、事業者の自主財源により、契約金額の他に事業費を上乗せすることを妨げない。

令和 8 年度以降の請負契約の締結については、令和 8 年度以降の予算の成立を前提とするが、令和 8 年度以降の予算については未定であり、令和 8 年度以降の実施を保証するものではない。

（２）対象経費

項目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る
旅費	現地調査等や現地機関との調整のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が事業調整を行う際の国内旅費に限る。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準ずることとする。
物品費	本事業の実施に直接必要な消耗品の購入に直接要する経費。備品（オンラインでの現地との会議に必要なパソコン、Wi-Fi ルーター等を含む）となるものはリースにより対応すること。
印刷製本費	本事業の成果報告書、現地での説明に必要な資料等の印刷、製本に要する経費
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費
借料及び損料	現地調整や国内での事業調整のための会合等を行う際の会場費、

	設備使用料、器具機材借料及び損料、物品等使用料等
会議費	会議等に伴う飲食料等の経費
通訳・翻訳費	現地調整等の際の通訳料、現地文献や報告書等の翻訳料
水質調査・分析費	現地の水質等を調査するための外部分析機関等への委託料
実証試験設備整備費	実証試験を実施するための設備の整備に直接要する経費のうちリースにより対応可能なもの
実証試験材料費	実証試験を実施するために必要な材料の購入に要する費用
外注費	本業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用

※設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

8. 事業実施の留意事項

- (1) 採択された場合には、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負契約を締結することとなる。その際、契約関係書類が別途必要となるため、担当者の指示に従って必要書類を準備すること。
- (2) モデル事業の期間中、検討会にモデル事業の実施状況や効果検証調査の報告を行うこととする。また、検討会からの助言・指導に応じ、環境省と協議の上、事業内容の変更を行うことがある。
- (3) 実証試験に伴う用地の確保、関係機関との調整(事業実施に伴う必要手続きを含む)及び地元との調整については、事業者で行うものとする。また実証試験完了後、試験施設は事業者の責任において撤去の上、用地は現況復旧するものとする。ただし、モデル事業完了後も実証試験を継続する場合や、実証試験に協力した公的機関等より試験施設の存置等の要望を受けた場合については、環境省と協議の上モデル事業完了後の試験施設の維持管理及び施設撤去は、事業者の責任で行うものとする。
- (4) 令和7年度モデル事業の選定や進捗状況管理、成果の評価等を実施する検討会の運営（応募申請書類等を取り扱う業務）を、別途発注する「令和7年度水環境改善ビジネスのアジア・大洋州地域への展開促進のための調査研究業務」（以下「展開促進業務」という。）で実施予定である。事業者は、環境省または展開促進業務の請負業者からの依頼に基づき、FS 調査及び実証試験の進捗状況や成果についての報告（月次報告）、資料の作成、会議（2回程度）等へ出席するものとする。
- (5) モデル事業実施中、環境省は現地関係機関へのレター発出、我が国関係機関との情報共有会の開催等、モデル事業を円滑に進めるための支援を行う。必要となる支援については、環境省と協議すること。
- (6) 本事業の終了後、事業者は、当該事業の海外展開に努めるとともに、環境省からの海外展開状況等のフォローアップ調査、成果普及のための会議出席等について協力すること。
- (7) 採択後、WEPA など環境省が別途契約する事業と連携を図ることが可能と見込まれる事業については、関連事業の関係者と適切に情報共有を図り、協力して効率的な履行を図ること。また、環境省が、必要に応じて関連事業への協力・連携を依頼する場合は、可能な範囲で

協力すること。

9. 審査方法

(1) 審査の方法

環境省において書類審査を行ったのち、以下(2)の審査基準に基づき、検討会で審査の上、高い評価を得た事業計画を応募した事業者を環境省が採択する。

なお、必要に応じて検討会等におけるヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。

(2) 審査基準

審査基準は、以下のとおりとし、合計点は、100点とする。

No.	審査内容	配点
1	現地状況・課題及びニーズの把握度合	15
2	FS 調査実施体制・相手国現地政府・協力企業との連携構築状況 ・国内関係者、現地関係者との連携が構築されてるか。実施体制は適切か。 ・事業の実現性・実効性を高める観点から、検討会からの助言・指導に応じた積極的な改善策が講じられる体制・予算があるか。	10
3	FS 調査の実施内容・工程	15
4	当該技術の水環境改善効果 ・導入を予定する技術の概要及び特長（技術性能、技術導入による水環境改善の他、温室効果ガス削減、SDGs 達成への寄与、従来技術と比べての優位性等も含む） ・国内外での実績や認証	15
5	当該国での普及可能性と実証の意義 ・実証試験実施内容、実証必要性 ・国内外の競合技術 ・当該国への適用性（維持管理容易性、省コスト、普及可能性等） ・実証試験実施で想定される障壁の把握と対応策 ※当該国で同一技術により本事業の採択実績がある場合は加点しない。	15
6	事業採算性・発展性・将来的なビジネス展望 ・事業採算（価格、現地相場、競争有無）、財源（補助金や助成金等を想定している場合） ・ビジネス発展性・将来展望、長期事業計画（5年～10年）及びロードマップ ・営業状況、成約見込み	15
7	事業の遂行性及び持続性 継続的にビジネス展開を行うための組織体制、EPC 遂行体制 （現地企業の実務能力や現地での維持管理体制も含む）	10
8	モデル事業対象国と環境省との関係 ・WEPA パートナー国、環境省の二国間協力先である。 ・環境省の重要支援対象案件である。 ※「4. 対象事業の要件」参照	5
9	実証実施に伴う重大な悪影響がないこと ・実証施設において、既存施設や周辺の環境や社会に対する悪影響が想定さ	有無

	れないこと。もしくは、想定される悪影響に対して、回避する方策が採られること。	
--	--	--

(3) 審査結果

審査結果については、環境省ホームページにおいて、採択された事業名、事業者名及び事業概要を公表する。なお、採否の理由等についての問合せには応じられない。

10. スケジュール

令和7年3月25日（火）	公募開始
4月25日（金）	申請書類締切り ※書類審査によりヒアリング審査の対象となった応募者の 代表者には、ヒアリング実施時刻を別途連絡する
5月19日（月）	ヒアリング審査・支援案件の選定
6～7月（予定）	請負契約締結 ※詳細は、請負契約書による

11. 応募方法

(1) 提出書類

モデル事業の実施を希望する応募主体は、様式1及び様式2の令和7年度アジア水環境改善モデル事業応募申請書により作成するものとする。

(2) 提出期限

令和7年4月25日（金）正午必着

(3) 提出方法

申請書の提出については、別添様式1及び様式2をE-mailにて送付するものとする。

E-mailの件名は「【提出】アジア水環境改善モデル事業（社名）」とし、提出後に電話で環境省に連絡し、受領確認を行うものとする。

(4) 提出先

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 水・大気環境局 環境管理課 水循環班

TEL：03-6910-2814

E-mail: Water-Cycle@env.go.jp

(5) 公募に関する問合せ

公募に関する問合せについては、4月11日（金）までに書面（様式自由）をE-mailにて環境省（提出先と同様）に送付するとともに、提出後に電話で環境省に連絡し、受領確認を行うものとする。また、問合せの回答については、問合せ者に対して、環境省から直接回答す

るものとする。